

第1回区議会定例会提出案件概要

(条例関係)

議案番号	件名	概要
第10号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	<p>刑法の改正により懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、次に掲げる条例の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新宿区職員の分限に関する条例 (2) 新宿区職員の給与に関する条例 (3) 新宿区職員の退職手当に関する条例 (4) 新宿区プールの衛生管理に関する条例 (5) 新宿区情報公開・個人情報保護審査会条例 (6) 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例 (7) 新宿区行政不服審査会条例 (8) 新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例 (9) 新宿区議会の個人情報の保護に関する条例 <p>[施行日] 令和7年6月1日</p>
第11号議案	新宿区職員定数条例の一部を改正する条例	<p>職員の定数を次のとおり変更する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 区長の事務部局の職員 2,531人⇒2,538人 (2) 教育委員会の事務部局の職員 136人⇒141人 (3) 教育委員会の所管に属する学校の職員 97人⇒93人 (4) 合計 2,798人⇒2,806人 <p>[施行日] 令和7年4月1日</p>
第12号議案	新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>[主な改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 育児を行う職員の超過勤務の免除に係る子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子に拡大する。 (2) 子の看護休暇の見直しによる取得事由の拡大に伴い、名称を改める。 「子の看護のための休暇」 ⇒「子の看護等のための休暇」 <p>[施行日] 令和7年4月1日</p> <p>[準備行為] 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に係る超過勤務の免除の請求は、施行日前においても行うことができる。</p>
第13号議案	新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	<p>児童相談体制の強化等に係る組織改正に伴い、児童相談所等現業手当の支給に係る対象組織の名称を改める。 子ども総合センター子ども家庭支援課 ⇒子ども総合センター子ども相談支援課</p> <p>[施行日] 令和7年4月1日</p>

(条例関係)

議案番号	件名	概要																																		
第14号議案	新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例	<p>配偶者同行休業に伴う代替職員を確保する方法として、任期付採用及び臨時的任用を行うことができることとする。</p> <p>[施行日] 令和7年4月1日</p> <p>[附則による他の条例の改正] 新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正</p> <p>本条例に基づき臨時的に任用された代替職員を年次有給休暇及び特別休暇の取得対象に加える。</p>																																		
第15号議案	新宿区一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例	<p>特定任期付職員の採用制度の導入に伴い、特定任期付職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるほか、題名を改める。</p> <p>[主な改正内容]</p> <p>(1) 題名を「新宿区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改める。</p> <p>(2) 特定任期付職員の給料表を定める。</p> <table border="1" data-bbox="780 882 1123 1312"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>392,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>433,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>483,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>544,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>614,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>697,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>789,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 特定任期付職員の号給別基準職務表を定める。</p> <table border="1" data-bbox="780 1355 1506 1966"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を定める。</p>	号給	給料月額		円	1	392,000	2	433,000	3	483,000	4	544,000	5	614,000	6	697,000	7	789,000	号給	基準となる職務	1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務	2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務	3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務	6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務	7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務
号給	給料月額																																			
	円																																			
1	392,000																																			
2	433,000																																			
3	483,000																																			
4	544,000																																			
5	614,000																																			
6	697,000																																			
7	789,000																																			
号給	基準となる職務																																			
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務																																			
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務																																			
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務																																			
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務																																			
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務																																			
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務																																			
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務																																			

(条例関係)

議案番号	件名	概要																
		<table border="1" data-bbox="782 224 1276 492"> <thead> <tr> <th></th> <th>支給月</th> <th>支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td> <td>6月</td> <td>1.000月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.000月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>0.925月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>0.925月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>3.850月</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日] 令和7年4月1日</p>		支給月	支給月数	期末手当	6月	1.000月	12月	1.000月	勤勉手当	6月	0.925月	12月	0.925月	計		3.850月
	支給月	支給月数																
期末手当	6月	1.000月																
	12月	1.000月																
勤勉手当	6月	0.925月																
	12月	0.925月																
計		3.850月																
第16号議案	新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>国における再任用された職員に対する諸手当の見直しを踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員等に対し住居手当を支給することができることとする。</p> <p>[施行日] 令和7年4月1日</p>																
第17号議案	新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	<p>雇用保険法の改正による就業手当の廃止に伴い、当該手当に相当する退職手当に関する規定を削除する等所要の改正を行う。</p> <p>[施行日] 令和7年4月1日</p>																
第18号議案	新宿区空家等及び廃棄物に起因する管理不全状態にある土地等の適正管理に関する条例	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法の改正を踏まえ、区における空家等の対策に関し必要な事項を定める。</p> <p>[主な制定内容]</p> <p>1 定義</p> <p>(1) 空家等 区内に存する建築物（長屋にあっては、その各住戸の部分）又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。</p> <p>(2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。</p> <p>(3) 管理不全空家等 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。</p> <p>(4) 廃棄物に起因する管理不全状態 次に掲げる状態をいう。</p> <p>ア 土地又は建築物にみだりに放置された廃棄物（以下「放置廃棄物」という。）に起因して火災を発生させ、又は放置廃棄物が飛散するおそれのある状態</p> <p>イ 放置廃棄物に起因する悪臭又は害虫の発生等により、周辺住民の生活環境に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある状態</p>																

(条例関係)

議案番号	件名	概要
		<p>2 特措法の規定が適用されない特定空家等に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 助言・指導(2) 勧告(3) 命令(4) 災害時等における代執行 <p>3 特措法の規定が適用されない管理不全空家等に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 指導(2) 勧告 <p>4 廃棄物に起因する管理不全状態にある土地等に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 助言・指導(2) 勧告(3) 命令(4) 公表(5) 代執行 <p>5 新宿区空家等適正管理審査会の設置</p> <p>空家等の適正な管理について調査審議するため、新宿区空家等適正管理審査会を設置する。</p> <p>[施行日] 令和7年4月1日</p> <p>[附則による他の条例の廃止] 本条例の制定により役目を終えることとなるため、現行の新宿区空き家等の適正管理に関する条例は、廃止する。</p>
第19号議案	新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めている内閣府令の改正に伴い、新宿区における当該基準について、所要の改正を行う。</p> <p>[改正内容]</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 保育内容支援に係る連携施設の確保が著しく困難である場合は、一定の要件を満たす小規模保育事業者等を確保することで、それに代えることができることとする。(2) 代替保育の提供に係る連携施設及びそれに代わる一定の要件を満たす小規模保育事業者等の確保が著しく困難である場合は、当該確保を不要とする。(3) 連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると区が認める場合において、当該確保を不要とする経過措置を延長する。(4) 家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を事業所等の外で調理し搬入する方法により行う際に求める必要な配慮が受けられる体制について、次のとおり改める。 栄養士 ⇒ 栄養士又は管理栄養士 <p>[施行日] 令和7年4月1日</p>

(条例関係)

議案番号	件名	概要
第20号議案	新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めている内閣府令の改正に伴い、新宿区における当該基準について、所要の改正を行う。 [改正内容] (1) 保育内容支援に係る連携施設の確保が著しく困難である場合は、一定の要件を満たす小規模保育事業者等を確保することで、それに代えることができることとする。 (2) 代替保育の提供に係る連携施設及びそれに代わる一定の要件を満たす小規模保育事業者等の確保が著しく困難である場合は、当該確保を不要とする。 (3) 連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると区が認める場合において、当該確保を不要とする経過措置を延長する。 [施行日] 令和7年4月1日
第21号議案	新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例	1 北新宿第一学童クラブの名称を「柏木小学校内学童クラブ」とし、その実施場所を新たに定める。 新たな実施場所 東京都新宿区北新宿二丁目11番1号 新宿区立柏木小学校内 ※現行の北新宿第一学童クラブの実施場所は、柏木小学校内学童クラブの補完的な実施場所として、規則において定める。 2 次のとおり新たに学童クラブを実施する。 (1) 名称 余丁町学童クラブ (2) 実施場所 東京都新宿区若松町16番2号 [施行日] 上記1については令和8年1月1日、上記2については同年4月1日 [準備行為] 柏木小学校内学童クラブ及び余丁町学童クラブの利用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
第22号議案	新宿区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例	子ども・子育て支援法の改正により新たに妊婦のための支援給付が追加されたことに伴い、当該支援給付についての報告命令等に関し違反した者を過料に処する対象に加える。 [施行日] 令和7年4月1日
第23号議案	新宿区保健事業の利用に係る使用料等を定める条例の一部を改正する条例	がん検診の利用の促進を図るため、その検診費用を無料とする時限的な特例措置を令和8年3月31日まで継続する。 [施行日] 令和7年4月1日
第24号議案	新宿区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	公衆浴場における衛生に関する基準を定めている国の指針の改正を踏まえ、新宿区における当該基準について、所要の改正を行う。 [改正内容]

(条例関係)

議案番号	件名	概要
		浴槽水の水質の基準を次のとおり改める。 大腸菌群数は、1ミリリットル中に1個以下とすること。 ⇒大腸菌数は、1ミリリットル中に1個以下とすること。 [施行日] 令和7年4月1日
第25号議案	新宿区道路占用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例	令和6年度に占用料の算定の基礎となる固定資産税評価額について評価替えが行われたことに伴い、占用料の額の見直しを行う。占用料の額は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。 (1) 新宿区の固定資産税評価額に基づき算出した額 (2) 現行の占用料の額に1.2を乗じて得た額 [施行日] 令和7年4月1日
第26号議案	新宿区特定公共物管理条例の一部を改正する条例	令和6年度に占用料の算定の基礎となる固定資産税評価額について評価替えが行われたことに伴い、占用料の額の見直しを行う。占用料の額は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。 (1) 新宿区の固定資産税評価額に基づき算出した額 (2) 現行の占用料の額に1.2を乗じて得た額 [施行日] 令和7年4月1日
第27号議案	新宿区立公園条例の一部を改正する条例	令和6年度に占用料の算定の基礎となる固定資産税評価額について評価替えが行われたことに伴い、占用料の額の見直しを行う。占用料の額は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。 (1) 新宿区の固定資産税評価額に基づき算出した額 (2) 現行の占用料の額に1.2を乗じて得た額 [施行日] 令和7年4月1日
第28号議案	新宿区立妙正寺川公園条例の一部を改正する条例	令和6年度に占用料の算定の基礎となる固定資産税評価額について評価替えが行われたことに伴い、占用料の額の見直しを行う。占用料の額は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。 (1) 新宿区の固定資産税評価額に基づき算出した額 (2) 現行の占用料の額に1.2を乗じて得た額 [施行日] 令和7年4月1日
第29号議案	新宿区移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、引用条項を改める。 [施行日] 令和7年6月1日

(条例関係)

議案番号	件名	概要																																															
第30号議案	新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例の一部を改正する条例	<p>加熱式たばこの需要の拡大を踏まえ、加熱式たばこによる路上喫煙等を禁止の対象に加える。</p> <p>[施行日] 令和7年7月1日</p>																																															
第31号議案	新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 建築基準法の改正により500㎡以下の木造2階建て建築物等に係る建築確認等における審査を一部省略する特例が見直されたことに伴い、建築物に関する確認申請手数料等の額を改定する。</p> <p>[額を改定する主な手数料] 建築物に関する確認申請手数料</p> <table border="1" data-bbox="782 658 1485 887"> <thead> <tr> <th>建築物(床面積)</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 30㎡以内</td> <td>5,600円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>30㎡超 ～ 100㎡以内</td> <td>9,400円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>100㎡超 ～ 200㎡以内</td> <td>14,000円</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>200㎡超 ～ 500㎡以内</td> <td>19,000円</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>500㎡超 ～</td> <td colspan="2">改定なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正等により、原則として全ての建築物に建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務付けるとともに建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査を簡素かつ合理的なものとしたことに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料について所要の改定を行う。</p> <p>[新たに徴収する手数料] 建築確認の審査の中で行う仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料</p> <table border="1" data-bbox="782 1267 1485 1856"> <thead> <tr> <th></th> <th>建築物(床面積)</th> <th>手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一戸建ての住宅</td> <td>～ 30㎡以内</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>30㎡超 ～ 100㎡以内</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>100㎡超 ～ 200㎡以内</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>200㎡超 ～</td> <td>9,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">一戸建ての住宅以外の建築物</td> <td>～ 30㎡以内</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>30㎡超 ～ 100㎡以内</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>100㎡超 ～ 200㎡以内</td> <td>13,300円</td> </tr> <tr> <td>200㎡超 ～ 500㎡以内</td> <td>15,900円</td> </tr> <tr> <td>500㎡超 ～ 1,000㎡以内</td> <td>22,300円</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内</td> <td>31,300円</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡超 ～ 5,000㎡以内</td> <td>50,100円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡超 ～</td> <td>68,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[額を改定する主な手数料] 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (建築物エネルギー消費性能向上計画の提出又は通知に併せて建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合)</p>	建築物(床面積)	現行	改定後	～ 30㎡以内	5,600円	6,900円	30㎡超 ～ 100㎡以内	9,400円	13,000円	100㎡超 ～ 200㎡以内	14,000円	21,000円	200㎡超 ～ 500㎡以内	19,000円	25,000円	500㎡超 ～	改定なし			建築物(床面積)	手数料額	一戸建ての住宅	～ 30㎡以内	2,500円	30㎡超 ～ 100㎡以内	4,700円	100㎡超 ～ 200㎡以内	7,800円	200㎡超 ～	9,400円	一戸建ての住宅以外の建築物	～ 30㎡以内	4,300円	30㎡超 ～ 100㎡以内	8,200円	100㎡超 ～ 200㎡以内	13,300円	200㎡超 ～ 500㎡以内	15,900円	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	22,300円	1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内	31,300円	2,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	50,100円	5,000㎡超 ～	68,900円
建築物(床面積)	現行	改定後																																															
～ 30㎡以内	5,600円	6,900円																																															
30㎡超 ～ 100㎡以内	9,400円	13,000円																																															
100㎡超 ～ 200㎡以内	14,000円	21,000円																																															
200㎡超 ～ 500㎡以内	19,000円	25,000円																																															
500㎡超 ～	改定なし																																																
	建築物(床面積)	手数料額																																															
一戸建ての住宅	～ 30㎡以内	2,500円																																															
	30㎡超 ～ 100㎡以内	4,700円																																															
	100㎡超 ～ 200㎡以内	7,800円																																															
	200㎡超 ～	9,400円																																															
一戸建ての住宅以外の建築物	～ 30㎡以内	4,300円																																															
	30㎡超 ～ 100㎡以内	8,200円																																															
	100㎡超 ～ 200㎡以内	13,300円																																															
	200㎡超 ～ 500㎡以内	15,900円																																															
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	22,300円																																															
	1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内	31,300円																																															
	2,000㎡超 ～ 5,000㎡以内	50,100円																																															
5,000㎡超 ～	68,900円																																																

(条例関係)

議案番号	件名	概要																																						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">建築物(床面積)</th> <th style="text-align: center;">手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">一戸建ての住宅</td> <td style="text-align: center;">5,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一戸建ての住宅以外の建築物</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">住宅部分</td> <td style="text-align: center;">～ 300㎡未満</td> <td style="text-align: center;">11,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300㎡以上～ 2,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">23,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,000㎡以上～ 5,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">52,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000㎡以上～10,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">94,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,000㎡以上～25,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">119,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25,000㎡以上～</td> <td style="text-align: center;">148,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非住宅部分</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非住宅部分</td> <td style="text-align: center;">～ 300㎡未満</td> <td style="text-align: center;">11,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300㎡以上～ 1,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">19,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000㎡以上～ 2,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">31,600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,000㎡以上～ 5,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">94,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000㎡以上～10,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">149,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,000㎡以上～25,000㎡未満</td> <td style="text-align: center;">188,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25,000㎡以上～</td> <td style="text-align: center;">235,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日] 令和7年4月1日</p>	建築物(床面積)			手数料額	一戸建ての住宅			5,800円	一戸建ての住宅以外の建築物	住宅部分	～ 300㎡未満	11,300円	300㎡以上～ 2,000㎡未満	23,800円	2,000㎡以上～ 5,000㎡未満	52,800円	5,000㎡以上～10,000㎡未満	94,700円	10,000㎡以上～25,000㎡未満	119,000円	25,000㎡以上～	148,000円	非住宅部分	非住宅部分	～ 300㎡未満	11,300円	300㎡以上～ 1,000㎡未満	19,500円	1,000㎡以上～ 2,000㎡未満	31,600円	2,000㎡以上～ 5,000㎡未満	94,300円	5,000㎡以上～10,000㎡未満	149,000円	10,000㎡以上～25,000㎡未満	188,000円	25,000㎡以上～	235,000円
建築物(床面積)			手数料額																																					
一戸建ての住宅			5,800円																																					
一戸建ての住宅以外の建築物	住宅部分	～ 300㎡未満	11,300円																																					
		300㎡以上～ 2,000㎡未満	23,800円																																					
		2,000㎡以上～ 5,000㎡未満	52,800円																																					
		5,000㎡以上～10,000㎡未満	94,700円																																					
		10,000㎡以上～25,000㎡未満	119,000円																																					
		25,000㎡以上～	148,000円																																					
非住宅部分	非住宅部分	～ 300㎡未満	11,300円																																					
		300㎡以上～ 1,000㎡未満	19,500円																																					
		1,000㎡以上～ 2,000㎡未満	31,600円																																					
		2,000㎡以上～ 5,000㎡未満	94,300円																																					
		5,000㎡以上～10,000㎡未満	149,000円																																					
		10,000㎡以上～25,000㎡未満	188,000円																																					
25,000㎡以上～	235,000円																																							
<p>第32号議案</p>	<p>新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正等に伴い、引用条項を改める。 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、引用条項を改める。 [施行日] 上記1については令和7年4月1日、上記2については同年6月1日</p>																																						
<p>第33号議案</p>	<p>新宿区細街路拡幅整備条例の一部を改正する条例</p>	<p>建築基準法の改正により、国等による指定確認検査機関への計画通知が新たに導入されたことに伴い、規定を整備する。 [施行日] 公布の日</p>																																						
<p>第34号議案</p>	<p>新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>国における再任用された職員に対する諸手当の見直しを踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員等に対し住居手当を支給することができることとする。 [施行日] 令和7年4月1日</p>																																						
<p>第35号議案</p>	<p>新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。 [主な改正内容] (1) 育児を行う幼稚園教育職員の超過勤務の免除に係る子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子に拡大する。 (2) 子の看護休暇の見直しによる取得事由の拡大に伴い、名称を改める。 「子の看護のための休暇」 ⇒「子の看護等のための休暇」</p>																																						

(条例関係)

議案番号	件名	概要																																										
		<p>[施行日] 令和7年4月1日</p> <p>[準備行為] 小学校就学の始期に達するまでの子のある幼稚園教育職員に係る超過勤務の免除の請求は、施行日前においても行うことができる。</p>																																										
<p>第36号議案</p>	<p>新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>区立学校医等の公務災害補償額の算定基礎としている都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正に合わせ、次のとおり補償基礎額を改定する。</p> <p>(1) 学校医及び学校歯科医</p> <table border="1" data-bbox="783 654 1513 943"> <thead> <tr> <th>経験年数</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年未満</td> <td>7,494円</td> <td>8,529円</td> </tr> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>9,090円</td> <td>9,909円</td> </tr> <tr> <td>10年以上15年未満</td> <td>11,703円</td> <td>12,351円</td> </tr> <tr> <td>15年以上20年未満</td> <td>13,152円</td> <td>13,575円</td> </tr> <tr> <td>20年以上25年未満</td> <td>15,573円</td> <td>15,837円</td> </tr> <tr> <td>25年以上</td> <td>16,602円</td> <td>16,866円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 学校薬剤師</p> <table border="1" data-bbox="783 994 1513 1283"> <thead> <tr> <th>経験年数</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年未満</td> <td>6,459円</td> <td>7,164円</td> </tr> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>7,422円</td> <td>7,932円</td> </tr> <tr> <td>10年以上15年未満</td> <td>9,081円</td> <td>9,438円</td> </tr> <tr> <td>15年以上20年未満</td> <td>10,539円</td> <td>10,701円</td> </tr> <tr> <td>20年以上25年未満</td> <td>11,505円</td> <td>11,610円</td> </tr> <tr> <td>25年以上</td> <td>11,865円</td> <td>11,970円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日] 令和7年4月1日</p>	経験年数	現行	改定後	5年未満	7,494円	8,529円	5年以上10年未満	9,090円	9,909円	10年以上15年未満	11,703円	12,351円	15年以上20年未満	13,152円	13,575円	20年以上25年未満	15,573円	15,837円	25年以上	16,602円	16,866円	経験年数	現行	改定後	5年未満	6,459円	7,164円	5年以上10年未満	7,422円	7,932円	10年以上15年未満	9,081円	9,438円	15年以上20年未満	10,539円	10,701円	20年以上25年未満	11,505円	11,610円	25年以上	11,865円	11,970円
経験年数	現行	改定後																																										
5年未満	7,494円	8,529円																																										
5年以上10年未満	9,090円	9,909円																																										
10年以上15年未満	11,703円	12,351円																																										
15年以上20年未満	13,152円	13,575円																																										
20年以上25年未満	15,573円	15,837円																																										
25年以上	16,602円	16,866円																																										
経験年数	現行	改定後																																										
5年未満	6,459円	7,164円																																										
5年以上10年未満	7,422円	7,932円																																										
10年以上15年未満	9,081円	9,438円																																										
15年以上20年未満	10,539円	10,701円																																										
20年以上25年未満	11,505円	11,610円																																										
25年以上	11,865円	11,970円																																										

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
第37号議案	新宿区立西新宿小学校校舎棟増築等工事請負契約の変更について	令和6年第2回新宿区議会定例会における議決に基づき締結した新宿区立西新宿小学校校舎棟増築等工事請負契約について、その契約金額を次のとおり変更する。

新宿区立西新宿小学校校舎棟増築等工事請負契約の変更について

1	変更概要	(1) 変更理由 杭工事の前工程において地盤を掘削していたところ、地中障害物が確認されたことに伴い、地中障害物撤去工事及び地盤改良工事等を追加で行う必要があることから、本件工事請負契約の請負代金額を増額する。 (2) 主な変更内容 地中障害物撤去工事及び地盤改良工事に係る請負代金額を増額する。							
2	工事場所	東京都新宿区西新宿四丁目35番5号							
3	契約月日	令和6年6月24日(月)							
4	工期	本契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで							
5	変更金額	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>1,590,600,000円</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>1,600,082,000円</td> </tr> <tr> <td>差額(増額)</td> <td>9,482,000円</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	1,590,600,000円	変更後	1,600,082,000円	差額(増額)	9,482,000円
変更前	1,590,600,000円								
変更後	1,600,082,000円								
差額(増額)	9,482,000円								
6	変更月日	議決日の翌日							
7	受注者	共同企業体名	第一ヒューテック・小原建設共同企業体						
		構成員(代表者)	東京都新宿区四谷一丁目23番地 株式会社第一ヒューテック 代表取締役 島谷 聡						
		構成員	東京都新宿区早稲田町67番地 早稲田クローバービル 株式会社小原建設 代表取締役 湯江 智千						

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
第38号議案	訴えの提起について	<p>建物明渡し等の請求に関する訴えを、次のとおり提起する。</p> <p>(1) 訴訟当事者 原告 新宿区 被告 A (特定住宅使用者)</p> <p>(2) 事件及び訴えの要旨</p> <p>ア Aは、平成9年9月から区民住宅の使用許可を受け、居住を開始した。また、平成29年2月1日に当該区民住宅が特定住宅に移行した後も居住を継続した。</p> <p>イ Aは、平成13年9月から使用料等の滞納を繰り返すようになり、当時から区は督促及び催告並びに納付交渉を行い、分割納付による支払を認めてきた。しかし、令和6年3月から使用料等を一切納付しなくなり、滞納が累積していった。</p> <p>ウ そのため、区は、同年9月27日に法律事務所へ債権の回収を委託したが、Aから法律事務所に一度連絡があったものの、その後音信不通となった。</p> <p>エ 同年12月13日に法律事務所から再督促状(最後通牒)を送付したが、その期日までに納付及び連絡はなかった。</p> <p>オ したがって、区は、令和7年1月6日に使用許可を取り消すとともに、当該特定住宅の明渡しを請求した。</p> <p>カ しかし、Aは指定期日までに明渡しを行わず、また、使用料等の納付も行わないまま今日に至っている。</p> <p>キ よって、区は、Aに対し、当該特定住宅の明渡し並びに使用料等の滞納分(172万4,900円)及び明渡し日までの損害金の支払並びに仮執行の宣言を求める訴えを提起する。</p> <p>(3) 訴訟遂行の方針 本件訴訟において必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。</p>